【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】平成26年6月10日

【計算期間】 第32特定期間(自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)

【ファンド名】 ドルマネーファンド

【発行者名】 DIAMアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 上野 圭子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3287-3110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米国短期金融商品の金利の確保と為替益の獲得をめざして安定運用を行います。 当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のう え、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



米国短期金融マーケットへの投資を通して、利子等収益の確保と円安・ 米ドル高時の為替益の享受により、好リターンの獲得をめざします。

※主に信用度の高い米ドル建ての短期国債、政府機関債、コマーシャル・ペーパー(CP)および譲渡性 預金証書(CD)に投資するほか、流動性確保の観点から、資産の一定割合を外貨預金で保有します。





当ファンドにおける主なリスクおよびそれに対する運用方法

為替リスク 円対米ドルの為替相場の変動リスク

外貨建資産への為替ヘッジは行いません。

円安/ドル高時:基準価額の上昇要因となります。 円高/ドル安時:基準価額の下落要因となります。

金利リスク 金利変動により債券価格が変動するリスク

主に残存期間の短い債券等を組入れることにより、金利変動による債券価格の変動リスクを軽減します。 ポートフォリオ・デュレーション**を6カ月以内と比較的短めにします。

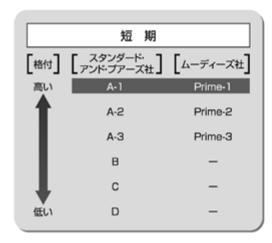
※デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、債券デュレーションが長いほど金利変動に対する 価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されています。

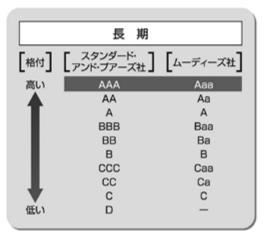
信用リスク 有価証券の発行体が債務不履行になるリスク

投資対象有価証券・金融商品は、国債・政府機関債のほか、取得時においてムーディーズ社より「Prime-1」 もしくは「Aaa」、スタンダード・アンド・プアーズ社より「A - 1」もしくは「AAA」 に格付けされた最上級 の信用度を有するものに限定して投資することにより、信用リスクを軽減します。

(なお、取得後において格下げがあった場合でも、原則として保有を継続いたします。)

格付機関による格付は次のとおりです。







ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。



収益分配金は

毎決算時(毎年3月、6月、9月および12月の10日、休業日の場合には翌営業日。)に原則として、利子・配当等収益および有価証券の売買益(評価益を含みます。)等を分配します。

「分配金受取コース」は決算日から起算して原則5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金再投資コース」は、税引後、自動的に無手数料で全額再投資します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

1-3 HH >3 XX EC		
単位型投信	投資対象地域	投資対象資産
追加型投信		(収益の源泉)
	я н	株式
単位型投信	国 内	債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 (短期金融資産)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「その他資産」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
14 - 12	7. 40	<i>₩</i> □ 11°11	
株式	年1回	グローバル	
一般	-	()	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券	_	北米	あり
一般	年6回		()
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	なし
	その他		
その他資産	()	アフリカ	
(短期金融資産)			
		中近東	
資産複合		(中東)	
()			
` 資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載してお ります。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(短期金融資産)」とは目論見書または投資信託約款において、主として短期金融資産 に投資する旨の記載があるものをいいます。

決算頻度

「年4回」とは目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「北米」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。

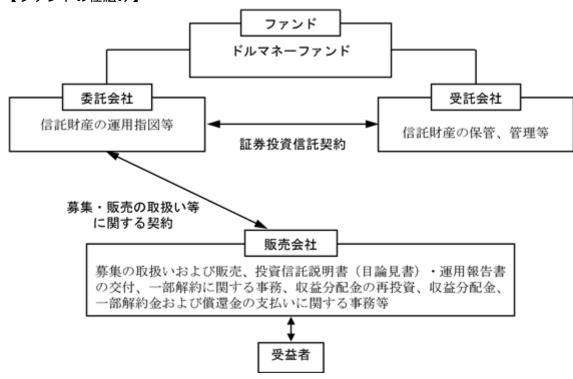
為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載が あるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

平成10年6月19日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社: DIAMアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書(目論見書)・運用報告 書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

受託会社: みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

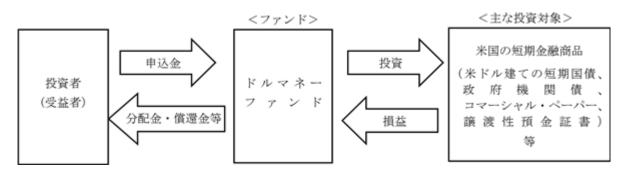
当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したもので あります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を 定めたものです。

当ファンドの投資方法



委託会社の概況

名称: DIAMアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円(平成26年3月31日現在)

委託会社の沿革

昭和60年7月1日 会社設立

平成10年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会

社とする。

平成20年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DI

AMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式会社みずほフィナンシャルグループ 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

12,000株

50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

この投資信託は、米国短期金融商品の金利の確保と為替益の獲得をめざして安定運用を行います。

2.投資対象

米ドル建の短期国債、米ドル建の政府機関債、米ドル建のコマーシャル・ペーパーおよび米ドル 建の譲渡性預金証書を主要投資対象とします。

3.投資態度

主に米ドル建の短期国債、政府機関債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書に投資し、利子等収益の確保をはかります。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

有価証券の指図範囲(約款第14条第1項)

委託会社は、信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

- (5) 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります)の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証書および新株予約権証券
- (6) コマーシャル・ペーパー
- (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)~(6)の証券または証書 の性質を有するもの
- (8) 投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
- (9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- (12)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (13)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- (14)外国の者に対する権利で上記(13)の有価証券の性質を有するもの

なお、上記 (5) の証券または証書、 (7) の証券または証書のうち (5) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 (1) から (4) までの証券および (7) の証券または証書のうち (1) から (4) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第14条第2項)

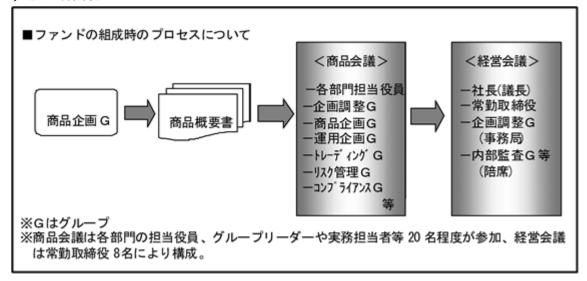
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

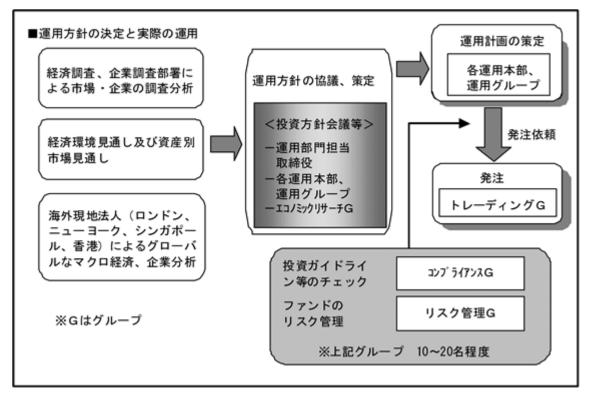
- (1)預金
- (2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5) の権利の性質を有するもの

金融商品の指図範囲(約款第14条第3項)

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の(1)から(4)までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】





<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報 も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。 なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われま す。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- 1. 毎決算時(原則として毎年3月10日、6月10日、9月10日および12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として利子・配当等収益および有価証券の売買益(評価益を含みます。)等を分配します。
- 2. 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - 1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資制限(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への投資は転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。株式(株式投資信託証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします

外貨建資産への投資制限(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式の範囲(約款第16条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (b)上記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款第17条)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産 総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価 総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 先物取引等の運用指図(約款第18条)

- (a)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における 通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 スワップ取引の運用指図(約款第19条)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは担保の受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)、2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b)上記(a)の1)、2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b)上記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(c)上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第31条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律 第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

(1) 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。 一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる 要因となります。したがいまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合で も、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評 価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。ま た外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を 受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わ ないため、円と米ドルの為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

(2) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇 した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(3)信用リスク

当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を 含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算 期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこ とで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

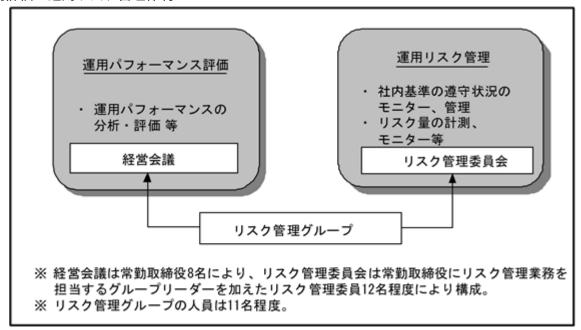
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

- ・資金動向、市場動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない 事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申 込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- ・当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

・注意事項

- イ. 当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保 護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には 投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】 ありません。
- (2)【換金(解約)手数料】 ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.026%(税抜0.95%)

信託報酬の配分 (税抜)		
委託会社	年率0.40%	
販売会社	年率0.50%	
受託会社	年率0.05%	

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

- 1.信託財産留保額 ありません。
- 2.その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料及び有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、 上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

換金 (解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本 超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率によ る源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税(復興特別所得税を含みます。)および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、平成26年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額 は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成26年3月31日現在

			1 750= 0 1 07 3 0 1 1 7 5 1
資産(D種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券		8,026,189,440	93.79
	内 アメリカ	8,026,189,440	93.79
コール・ローン、その他の)資産(負債控除後)	531,851,653	6.21
純資産総額		8,558,041,093	100.00

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

⁽注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成26年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	US T BILL 06/26/14 アメリカ	国債証券	2,984,680,000	99.98 2,984,232,298	99.99 2,984,381,532	- 2014/6/26	34.87%
2	US T BILL 09/04/14 アメリカ	国債証券	2,573,000,000	99.95 2,571,945,070	99.97 2,572,305,290	- 2014/9/4	30.06%
3	US T BILL 09/25/14 アメリカ	国債証券	1,543,800,000	99.96 1,543,214,642	99.97 1,543,352,298	- 2014/9/25	18.03%
4	US T BILL 07/31/14 アメリカ	国債証券	926,280,000	99.98 926,122,532	99.98 926,150,320	- 2014/7/31	10.82%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成26年3月31日現在

種類	投資比率
国債証券	93.79%
合計	93.79%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成26年3月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第13特定期間末 (平成16年9月10日)	9,508	9,520	0.7784	0.7794
第14特定期間末 (平成17年3月10日)	12,076	12,109	0.7369	0.7389
第15特定期間末 (平成17年9月12日)	9,354	9,379	0.7778	0.7798
第16特定期間末 (平成18年3月10日)	6,853	6,918	0.8429	0.8509
第17特定期間末 (平成18年9月11日)	6,552	6,615	0.8341	0.8421
第18特定期間末 (平成19年3月12日)	5,694	5,748	0.8443	0.8523
第19特定期間末 (平成19年9月10日)	5,278	5,330	0.8099	0.8179
第20特定期間末 (平成20年3月10日)	5,465	5,525	0.7354	0.7434
第21特定期間末 (平成20年9月10日)	5,603	5,618	0.7633	0.7653
第22特定期間末 (平成21年3月10日)	5,398	5,405	0.7076	0.7086
第23特定期間末 (平成21年9月10日)	5,115	5,123	0.6555	0.6565
第24特定期間末 (平成22年3月10日)	5,683	5,692	0.6355	0.6365
第25特定期間末 (平成22年9月10日)	5,804	5,814	0.5898	0.5908
第26特定期間末 (平成23年3月10日)	6,447	6,458	0.5767	0.5777
第27特定期間末 (平成23年9月12日)	6,939	6,952	0.5359	0.5369
第28特定期間末 (平成24年3月12日)	7,179	7,192	0.5640	0.5650
第29特定期間末 (平成24年9月10日)	6,841	6,854	0.5319	0.5329
第30特定期間末 (平成25年3月11日)	9,158	9,172	0.6486	0.6496
第31特定期間末 (平成25年9月10日)	10,031	10,046	0.6679	0.6689
第32特定期間末 (平成26年3月10日)	8,479	8,491	0.6865	0.6875

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			[]	<u>叫此分牧古者(内国技</u>
平成25年3月末日	8,694	-	0.6346	-
4月末日	9,281	-	0.6601	-
5月末日	10,897	-	0.6816	-
6月末日	8,881	-	0.6627	-
7月末日	9,723	-	0.6588	-
8月末日	9,983	-	0.6602	-
9月末日	10,041	-	0.6547	-
10月末日	10,143	-	0.6592	-
11月末日	8,915	-	0.6847	-
12月末日	8,489	-	0.7031	-
平成26年1月末日	8,406	-	0.6857	-
2月末日	8,385	-	0.6791	-
3月末日	8,558	-	0.6841	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第13特定期間	0.0020
第14特定期間	0.0030
第15特定期間	0.0040
第16特定期間	0.0100
第17特定期間	0.0140
第18特定期間	0.0160
第19特定期間	0.0160
第20特定期間	0.0160
第21特定期間	0.0100
第22特定期間	0.0030
第23特定期間	0.0020
第24特定期間	0.0020
第25特定期間	0.0020
第26特定期間	0.0020
第27特定期間	0.0020
第28特定期間	0.0020
第29特定期間	0.0020
第30特定期間	0.0020
第31特定期間	0.0020
第32特定期間	0.0020

【収益率の推移】

	収益率(%)
第13特定期間	1.2
第14特定期間	4.9
第15特定期間	6.1
第16特定期間	9.7
第17特定期間	0.6
第18特定期間	3.1
第19特定期間	2.2
第20特定期間	7.2
第21特定期間	5.2
第22特定期間	6.9
第23特定期間	7.1
第24特定期間	2.7
第25特定期間	6.9
第26特定期間	1.9
第27特定期間	6.7
第28特定期間	5.6
第29特定期間	5.3
第30特定期間	22.3
第31特定期間	3.3
第32特定期間	3.1

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落の額)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第13特定期間	2,872,026,799	2,801,207,690
第14特定期間	5,842,191,175	1,668,604,659
第15特定期間	2,086,766,328	6,448,091,252
第16特定期間	885,448,223	4,781,905,315
第17特定期間	1,352,983,742	1,628,556,590
第18特定期間	2,202,198,790	3,312,700,072
第19特定期間	960,825,364	1,189,396,054
第20特定期間	1,550,391,054	635,063,640
第21特定期間	1,055,245,696	1,145,415,617
第22特定期間	858,213,851	571,029,590
第23特定期間	588,167,722	412,599,857
第24特定期間	1,621,908,052	484,457,468
第25特定期間	2,375,631,374	1,477,211,609
第26特定期間	1,855,239,791	515,772,688
第27特定期間	2,645,503,927	875,212,059
第28特定期間	1,070,117,788	1,291,171,192
第29特定期間	1,031,508,896	897,920,189
第30特定期間	3,586,272,606	2,329,564,471
第31特定期間	7,321,570,903	6,421,644,719
第32特定期間	1,808,615,491	4,476,477,831

⁽注)本邦外における設定及び解約はございません。

< <参考情報 > >

データの基準日:2014年3月31日

基準価額・純資産の推移

《2004年3月31日~2014年3月31日》



[※]基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資した ものとして計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:1998年6月19日) ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第59期(2013.03.11)	10円
第60期(2013.06.10)	10円
第61期(2013.09.10)	10円
第62期(2013.12.10)	10円
第63期(2014.03.10)	10円
直近1年間累計	40円
設定来累計	2,600円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

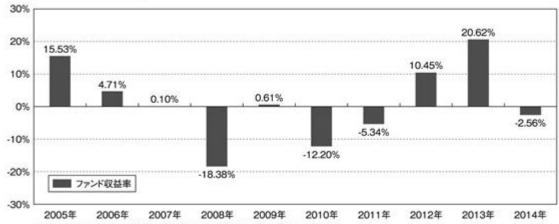
資産の種類		投資比率 (%) 93.79	
国債証券			
	内 アメリカ	93.79	
コール・ローン、そ	6.21		
純資産総額		100.00	

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の 国/地域	利率 (%)	價溫日	投資比率
1	US T BILL 06/26/14	国債証券	アメリカ	-	2014/6/26	34.87%
2	US T BILL 09/04/14	国債証券	アメリカ	-	2014/9/4	30.06%
3	US T BILL 09/25/14	国債証券	アメリカ	-	2014/9/25	18.03%
4	US T BILL 07/31/14	国債証券	アメリカ	-	2014/7/31	10.82%
-	-	-	-	-	-	
-		-	_	-	-	_
-	_	-	-	-		2-
-	-	-	-	-	-	
-	_	-	-	_	_	- 10 1
_	_	_	_	120		_

※当ファンドの組入銘柄は、4銘柄のみです。

年間収益率の推移



- ※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出しております。
- ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2014年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドにはベンチマークはありません。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。 なお、確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続が 必要となります。
- ・当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)することができる場合があります。販売会社までお問い合わせ下さい。

・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない 事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り 消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額(発行価格)は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。 なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま す。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター:0120 - 506 - 860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。

確定拠出年金制度のご利用による場合のお申込みは1円以上1円単位です。(分配金再投資コースでのお申込みとなります。)

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。 当初元本は1口当たり1円です。

- ・お申込手数料は、ありません。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払う ものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日 に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務 の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解 約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益 権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一 部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行わ れ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとしま す。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約の請求に制限を設ける場合があり ます。

海外休業日には、解約の請求の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・解約価額の照会方法等

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。 当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター: 0120 - 506 - 860 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負 債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されております。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.diam.co.jp/

コールセンター: 0120 - 506 - 860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成10年6月19日から無期限です。ただし、下記(5) の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- a.計算期間は原則として毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、12月11日から翌年3月10日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行 いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
- i.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

j.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「信託約款の変更の規定」に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

k.上記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該 買取請求権の内容および手続は、公告または書面に付記します。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約 款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし ます。
- d.上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない 旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対し て交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を 行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g.上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該 買取請求権の内容および手続は、公告または書面に付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに 掲載します。

(URL http://www.diam.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載して行います。

運用報告書

委託会社は、毎年3月10日、9月10日(休業日の場合は翌営業日。)及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。(URL http://www.diam.co.jp/)

4【受益者の権利等】

収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日。)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とする ための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成25年9月11日から平成26年3月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ドルマネーファンド

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 平成25年9月10日現在	当 期 平成26年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	224,703,909	2,009,001,258
コール・ローン	41,052,168	14,114,058
国債証券	9,868,010,992	6,501,824,900
派生商品評価勘定	8,364	-
その他未収収益	1,060,128	3,338,911
流動資産合計	10,134,835,561	8,528,279,127
資産合計	10,134,835,561	8,528,279,127
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	563	140,725
未払収益分配金	15,019,400	12,351,538
未払解約金	64,124,227	15,809,151
未払受託者報酬	1,265,093	1,095,205
未払委託者報酬	22,772,052	19,713,987
その他未払費用	120,142	103,999
流動負債合計	103,301,477	49,214,605
負債合計	103,301,477	49,214,605
純資産の部		
元本等		
元本	1 15,019,400,871	1 12,351,538,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 4,987,866,787	2 3,872,474,009
(分配準備積立金)	292,971,348	453,989,482
元本等合計	10,031,534,084	8,479,064,522
純資産合計	10,031,534,084	8,479,064,522
負債純資産合計	10,134,835,561	8,528,279,127

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四・11)
	前 期 自 平成25年3月12日 至 平成25年9月10日	
受取利息	4,59	9,019 3,381,811
有価証券売買等損益	2,43	6,210 876,155
為替差損益	283,32	9,804 328,228,343
その他収益 _	2,00	0,771 2,278,783
営業収益合計	292,36	5,804 333,012,782
営業費用		
受託者報酬	2,51	9,999 2,385,870
委託者報酬	45,36	0,705 42,946,344
その他費用	91	0,867 887,687
営業費用合計	48,79	1,571 46,219,901
営業利益又は営業損失()	243,57	4,233 286,792,881
経常利益又は経常損失()	243,57	4,233 286,792,881
当期純利益又は当期純損失()	243,57	4,233 286,792,881
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	44,15	5,969 21,101,994
期首剰余金又は期首欠損金()	4,961,19	6,401 4,987,866,787
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,218,38	2,522 1,461,313,176
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,218,38	2,522 1,461,313,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,414,96	1,612 586,515,541
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,414,96	1,612 586,515,541
分配金	1 29,50	9,560 1 25,095,744
期末剰余金又は期末欠損金()	4,987,86	6,787 3,872,474,009
-		

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .	有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配
		相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。
2 .	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引
		原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲 値によって計算しております。
3 .	その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準
		外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円 貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しておりま す。

(貸借対照表に関する注記)

項目		百日	前期	当期	
		坦	平成25年9月10日現在	平成26年3月10日現在	
1		1	期首元本額	14,119,474,687円	15,019,400,871円
			期中追加設定元本額	7,321,570,903円	1,808,615,491円
			期中一部解約元本額	6,421,644,719円	4,476,477,831円
2			受益権の総数	15,019,400,871□	12,351,538,531□
3		2	元本の欠損	 貸借対照表上の純資産額が元本総	貸借対照表上の純資産額が元本総
				額を下回っており、その差額は	額を下回っており、その差額は
				4,987,866,787円であります。	3,872,474,009円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前 期	当 期
項目	自 平成25年3月12日	自 平成25年9月11日
	至 平成25年9月10日	至 平成26年3月10日
1. 1 分配金の計算過程	(自平成25年3月12日 至平成25	(自平成25年9月11日 至平成25
	年6月10日)	年12月10日)
	計算期間末における費用控除後の	計算期間末における費用控除後の
	配当等収益(1,841,662円)、費	配当等収益(2,428,634円)、費
	用控除後、繰越欠損金を補填した	用控除後、繰越欠損金を補填した
	有価証券売買等損益(36,370,545	有価証券売買等損益
	円)、信託約款に規定される収益	(292,151,814円)、信託約款に
	調整金(2,284,626,242円)及び	規定される収益調整金
	分配準備積立金(153,333,018	(2,056,751,401円)及び分配準
	円)より分配対象収益は	備積立金(232,566,106円)より
	2,476,171,467円(1万口当たり	分配対象収益は2,583,897,955円
	1,708.86円)であり、うち	(1万口当たり2,027.51円)であ
	14,490,160円(1万口当たり10	り、うち12,744,206円(1万口当
	円)を分配金額としております。	たり10円)を分配金額としており
		ます。
	 (自平成25年6月11日 至平成25	 (自平成25年12月11日 至平成26
	年9月10日)	(日十)(23年12月11日 - 里十)(23 年3月10日)
	〒07710日7 計算期間末における費用控除後の	〒5/710日/ 計算期間末における費用控除後の
	配当等収益(2,542,588円)、費	配当等収益(0円)、費用控除
	用控除後、繰越欠損金を補填した	後、繰越欠損金を補填した有価証
	有価証券売買等損益	券売買等損益(0円)、信託約款
	(158,663,469円)、信託約款に	に規定される収益調整金
	規定される収益調整金	 (2,025,654,235円)及び分配準
	(2,405,035,289円)及び分配準	備積立金(466,341,020円)より
	備積立金(146,784,691円)より	分配対象収益は2,491,995,255円
	分配対象収益は2,713,026,037円	(1万口当たり2,017.56円)であ
	(1万口当たり1,806.35円)であ	り、うち12,351,538円(1万口当
	り、うち15,019,400円(1万口当	たり10円)を分配金額としており
	たり10円)を分配金額としており	ます。
	ます。	

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
 項目	自 平成25年3月12日	自 平成25年9月11日
AL .	至 平成25年9月10日	至 平成26年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左
	リ、信託約款に規定する「運用の	
	基本方針」に従い、有価証券等の	
	金融商品に対して投資として運用	
	することを目的としております。 	
 2. 金融商品の内容及び当該金融商品	│ │ 当ファンドが保有する金融商品の	 同左
に係るリスク	ヨファントが休号する金融同品の 種類は、有価証券、デリバティブ	
にほるリスク	取引、コール・ローン等の金銭債	
	権及び金銭債務であります。当	
	ファンドが保有する有価証券の詳	
	ります。これらは、価格変動リス	
	ク、為替変動リスク、金利変動リ	
	スクなどの市場リスク、信用リス	
	ク及び流動性リスク等のリスクに	
	一晒されております。	
	また、当ファンドの利用している	
	デリバティブ取引は、為替予約取	
	引であります。当該デリバティブ	
	取引は、信託財産に属する資産の	
	効率的な運用に資する事を目的と	
	し行っており、為替相場の変動に	
	よるリスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク	同左
	管理を所管するグループがリスク	
	を把握、管理し、運用部門への是	
	正指示を行うなど、適切な管理を	
	行っております。また運用リスク	
	管理の結果については月次でリス	
	ク管理に関する委員会に報告して	
	おります。	

2.金融商品の時価等に関する事項

福口	前期	当期
項目	平成25年9月10日現在	平成26年3月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれては一定の前提条件の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異当該価額が異なる値が異なる値がます。まり、可以ではあります。まれているともあります。まれのではあります。まれているのではあります。まれているのではあります。まれているのではあります。まれているのではあります。まれているのではあります。まれているのではあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当期	
	平成25年9月10日現在	平成26年3月10日現在	
— ———————種類 ———————————————————————————	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
国債証券	3,575,423	935,636	
合計	3,575,423	935,636	

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

		·····································	 前 期			<u> </u>	 á 期	
		平成25年	9月10日 現在		平成26年3月10日 現在			
 種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1 年超				1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	75,757,389	-	75,749,200	8,189	58,694,675	-	58,835,400	140,725
アメリカ・ドル	75,757,389	-	75,749,200	8,189	58,694,675	-	58,835,400	140,725
買建	3,987,188	-	3,986,800	388	-	-	-	-
アメリカ・ドル	3,987,188	-	3,986,800	388	-	-	-	-
合計	79,744,577	-	79,736,000	7,801	58,694,675	-	58,835,400	140,725

(注)時価の算定方法

1 . 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の 方法によっております。

- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に 最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切捨てております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

EDINET提出書類

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	前 期	当期
	平成25年9月10日現在	平成26年3月10日現在
1口当たり純資産額	0.6679円	0.6865円
(1万口当たり純資産額)	(6,679円)	(6,865円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

平成26年3月10日現在

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T BILL 06/26/14	29,000,000.000	28,995,650.000	
		US T BILL 07/31/14	9,000,000.000	8,998,470.000	
		US T BILL 09/04/14	25,000,000.000	24,989,750.000	
	アメリカ・ドル 小計		63,000,000.000	62,983,870.000	
			(6,503,490,000)	(6,501,824,900)	
国債証券 合計			6,503,490,000	6,501,824,900	
			(6,503,490,000)	(6,501,824,900)	
合計			6,503,490,000	6,501,824,900	
			(6,503,490,000)	(6,501,824,900)	

- (注)1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	3銘柄	76.68%	100%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年3月31日現在

資産総額	8,571,358,075円
負債総額	13,316,982円
純資産総額(-)	8,558,041,093円
発行済数量	12,509,088,234
1口当たり純資産額(/)	0.6841円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 20億円

発行する株式総数 80,000株 発行済株式総数 24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動 該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

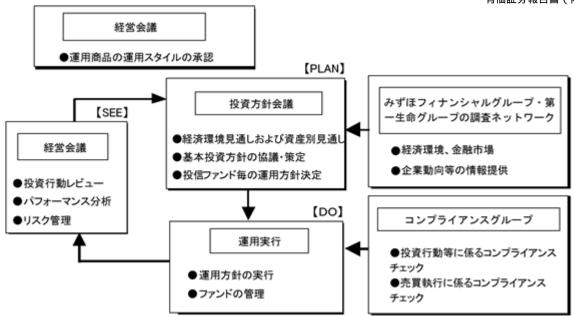
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、 投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は 運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成26年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は325本(親投資信託を除く)あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位:円)
単位型株式投資信託	8	21,561,387,395
追加型株式投資信託	308	4,996,255,869,262
単位型公社債投資信託	9	90,551,071,963
追加型公社債投資信託	0	0
合計	325	5,108,368,328,620

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるDIAMアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第28期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第29期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

			抽		(単位:十円 <i>)</i> 8期
		第27 (平成24年3月		第26 (平成25年3月	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			12,520,748		10,806,745
金銭の信託			6,548,577		10,214,440
前払費用			25,744		69,143
未収委託者報酬			2,780,527		3,073,481
未収運用受託報酬			1,167,998		1,173,744
未収投資助言報酬		2	241,851	2	245,819
未収収益			212,226		244,974
繰延税金資産			344,793		426,229
その他			22,264		25,354
	流動資産計		23,864,733		26,279,933
固定資産					
有形固定資産			470,082		378,530
建物		1	167,433	1	142,820
車両運搬具		1	4,752	1	2,770
器具備品		1	188,367	1	231,732
建設仮勘定			109,529		1,207
無形固定資産			1,262,102		1,337,985
商標権		1	383	1	289
ソフトウエア		1	1,101,685	1	1,261,335
ソフトウエア仮勘定			152,513		68,920
電話加入権			7,148		7,148
電話施設利用権		1	371	1	292
投資その他の資産			3,982,258		4,002,042
投資有価証券			450,882		400,579
関係会社株式			2,119,074		2,119,074
繰延税金資産			590,822		661,777
長期差入保証金			731,197		731,564
その他			90,282		89,047
	固定資産計		5,714,444		5,718,557
資産合計			29,579,177		31,998,491

	第07世	(半位・十〇)
	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)	,	,
流動負債		
預り金	132,805	571,153
未払金	1,460,128	1,547,527
未払収益分配金	670	48
未払償還金	86,391	84,932
未払手数料	1,088,348	1,195,452
その他未払金	284,718	267,093
未払費用	2 1,105,512	2 1,306,837
未払法人税等	1,195,056	1,299,068
未払消費税等	92,354	116,872
賞与引当金	574,646	724,974
その他	-	100,000
流動負債計	4,560,503	5,666,434
固定負債		
退職給付引当金	680,768	802,603
役員退職慰労引当金	56,690	98,510
固定負債計	737,458	901,113
負債合計	5,297,962	6,567,548
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	19,716,594	20,898,697
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	15,630,000	16,330,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,463,300	3,945,403
株主資本計	24,145,072	25,327,175
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	136,143	103,768
評価・換算差額等計	136,143	103,768
純資産合計	24,281,215	25,430,943
負債・純資産合計	29,579,177	31,998,491

(2)【損益計算書】

	第27		第28期		
	-	∓4月 1日 ∓3月31日)		年4月 1日 〒2月24日 N	
営業収益	主 十成241	+3月31日)	王 十成23	∓3月31日)	
	22 200 602		22 274 427		
委託者報酬	23,208,602		23,374,427		
運用受託報酬 4.25 中京記書	4,966,992		5,374,163		
投資助言報酬 その他営業収益	943,057		885,923		
	697,063	20 045 745	715,164	20, 240, 670	
営業収益計営業費用		29,815,715		30,349,678	
支払手数料	10,154,958		10,846,568		
広告宣伝費	164,286		177,553		
公告費	-		3,769		
調査費	4,590,302		4,546,312		
調査費	2,888,013		3,001,788		
委託調査費	1,702,289		1,544,523		
委託計算費	335,754		341,978		
営業雑経費	496,565		456,677		
通信費	26,941		25,513		
印刷費	399,066		374,775		
協会費	25,014		25,492		
諸会費	41		42		
支払販売手数料	45,500		30,854		
営業費用計	·	15,741,867	·	16,372,860	
一般管理費					
給料	4,630,102		4,870,759		
役員報酬	245,224		242,014		
給料・手当	3,824,122		4,035,751		
賞与	560,755		592,994		
交際費	35,987		36,212		
寄付金	3,156		2,693		
旅費交通費	213,642		187,653		
租税公課	84,346		95,064		
不動産賃借料	656,463		675,811		
退職給付費用	164,627		173,065		
固定資産減価償却費	475,556		524,750		
福利厚生費	24,887		26,642		
修繕費	6,721		6,018		
賞与引当金繰入	574,646		724,974		
役員退職慰労引当金繰入	30,048		47,820		
役員退職金	27,503		7,200		
機器リース料	1,510		35		
事務委託費	323,740		224,066		
消耗品費	58,739		60,044		
器具備品費	2,889		2,065		
諸経費	114,695		159,247		

EDINET提出書類

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般管理費計	7,429,267	7,824,126
営業利益	6,644,580	6,152,691

	第27期		第28期	
	(自 平成23年4月 1日		(自 平成24年4月 1日	
	至 平成24年	E3月31日)	至 平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	61,720		10,223	
受取利息	3,921		3,554	
時効成立分配金	11,383		2,080	
為替差益	1,660		-	
金銭の信託運用益	-		168,444	
維収入	5,992		4,957	
営業外収益計		84,678		189,260
営業外費用				
為替差損	-		6,549	
時効成立後支払分配金	36		-	
金銭の信託運用損	417,812		-	
維損失	1,152		-	
営業外費用計		419,001		6,549
経常利益		6,310,257		6,335,402
特別利益				
ゴルフ会員権売却益	1,959		-	
特別利益計		1,959		-
特別損失				
固定資産除却損	1 36,415		1 1,752	
固定資産売却損	381		115	
関係会社株式評価損	338,244		-	
特別損失計		375,042		1,868
税引前当期純利益		5,937,173		6,333,533
法人税、住民税及び事業税		2,582,251		2,573,893
法人税等調整額		56,997		134,463
法人税等合計		2,525,253		2,439,430
当期純利益		3,411,920		3,894,102

(3)【株主資本等変動計算書】

	2,000,000 - 2,000,000 - 2,000,000 - 2,428,478 - 2,428,478
禁主資本 資本金 当期首残高 2,000,000 当期変動額 - 当期末残高 2,000,000 資本剩余金 資本準備金 当期首残高 2,428,478 当期変動額 - 当期未残高 2,428,478 利益剩余金 利益準備金 利益準備金 1	2,000,000 - 2,000,000 - 2,428,478 - 2,428,478
株主資本	2,000,000 - 2,000,000 - 2,428,478 - 2,428,478
資本金当期首残高2,000,000当期來動額-当期未残高2,000,000資本準備金当期首残高2,428,478当期変動額-当期未残高2,428,478利益剩余金利益準備金	2,000,000 2,428,478 - 2,428,478
当期首残高 2,000,000 当期変動額 - 当期未残高 2,000,000 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 2,428,478 当期変動額 - リ期末残高 2,428,478 利益剰余金 利益準備金	2,000,000 2,428,478 - 2,428,478
当期変動額 - 当期未残高 2,000,000 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 2,428,478 当期変動額 - 当期未残高 2,428,478 利益剰余金 利益準備金	2,000,000 2,428,478 - 2,428,478
当期未残高 2,000,000 資本剩余金 資本準備金 当期首残高 2,428,478 当期変動額 - 当期末残高 2,428,478 利益剩余金 利益準備金	2,428,478 - 2,428,478
資本剩余金資本準備金当期首残高2,428,478当期変動額-当期未残高2,428,478利益剩余金利益準備金	2,428,478 - 2,428,478
資本準備金2,428,478当期查動額-当期末残高2,428,478利益剰余金利益準備金	2,428,478
当期首残高 2,428,478 当期変動額 - 当期末残高 2,428,478 利益剰余金 利益準備金	2,428,478
当期変動額 - 当期末残高 2,428,478 利益剰余金 利益準備金	2,428,478
当期末残高 2,428,478 利益剰余金 利益準備金	
利益剰余金	
利益準備金	100 000
	100.55-
	100
	123,293
当期変動額 -	0,_00
当期末残高 123,293	123,293
その他利益剰余金	120,200
別途積立金	45 000 000
当期首残高 13,430,000	15,630,000
当期変動額 2,200,000	700,000
当期未残高 15,630,000	16,330,000
研究開発積立金	
当期首残高 300,000	300,000
当期変動額 -	-
当期末残高 300,000	300,000
運用責任準備積立金	
当期首残高 200,000	200,000
当期変動額 -	-
当期末残高 200,000	200,000
繰越利益剰余金	
当期首残高 4,459,380	3,463,300
当期変動額	, ,
剰余金の配当 2,208,000	2,712,000
別途積立金の積立 2,200,000	700,000
当期純利益 3,411,920	3,894,102
当期末残高 3,463,300	3,945,403
	3,343,403
利益剰余金合計	40 740 504
当期首残高 18,512,674	19,716,594
当期変動額 1,203,920	1,182,102
当期末残高 19,716,594	20,898,697
株主資本合計	
当期首残高 22,941,152	24,145,072
当期変動額 1,203,920	1,182,102
当期末残高 24,145,072	, , ,

DIAMアセットマネジメント株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			日叫此为我口言(内当汉
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高	216,534	136,143
	当期変動額 (純額)	80,390	32,375
	当期末残高	136,143	103,768
純資産合計			
	当期首残高	23,157,686	24,281,215
	当期変動額	1,123,529	1,149,727
	当期末残高	24,281,215	25,430,943

重要な会計方針

項目	第28期
	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び	(1)子会社株式及び関連会社株式
 評価方法	:移動平均法による原価法
	(2)その他有価証券
	 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法
	│ │ (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 │
	均法により算定)
	時価のないもの: 移動平均法による原価法
2.金銭の信託の評価基準及	時価法
び評価方法	
3.デリバティブの評価基準	時価法
及び評価方法	
4. 固定資産の減価償却の方	(1)有形固定資産
法	定率法によっております。
	(2)無形固定資産
	自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間
	(5年)に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資
	産については、定額法によっております。
	(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
	法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に
	取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減
	価償却方法に変更しております。
	なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益
	に与える影響は軽微であります。
5.外貨建の資産及び負債の	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算
本邦通貨への換算基準	し、換算差額は損益として処理しております。
6.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
	特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上
	しております。
	(2)賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるた
	め、将来支給見込額を計上しております。
	(3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末に
	おける退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生して
	いると認められる額を計上しております。
	(4)役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるた
	め、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7.消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 平成24年5月17日)

(1) 概要

財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務 費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたもの であります。

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以後に開始する事業年度の期末から適用予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第27期	第28期
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
建物	513,080	539,393
車両運搬具	171	2,152
器具備品	462,449	565,794
商標権	2,555	649
ソフトウエア	961,584	1,071,133
電話施設利用権	1,225	1,304

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

(千円)

		第27期	第28期
		(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
流動資産	未収投資助言報酬	238,121	241,190
流動負債	未払費用	292,536	334,888

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第27期	第28期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
建物	1,892	-
器具備品	18,917	-
ソフトウエア	15,606	1,752

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首	当事業年度期首 当事業年度		当事業年度末
	株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
普通株式	24,000	1	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	総額	配当額		
		(千円)	(円)		
平成23年6月28日	普通	2 200 000	02.000	亚母22年2日24日	亚群22年6月20日
定時株主総会	株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

	決議	株式の	配当の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
		種類	原資	総額	配当額		
				(千円)	(円)		
Ī	平成24年6月29日	普通	利益剰	2 712 000	113,000	平成24年3月31日	亚世24年7日2日
	定時株主総会	株式	余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日 	平成24年7月2日

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

	決議	株式の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
		種類	総額	配当額		
			(千円)	(円)		
Ī	平成24年6月29日	普通	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日
	定時株主総会	株式	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の	配当の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	原資	総額	配当額		
			(千円)	(円)		
平成25年6月28日	普通	刊兴副合合	2 006 000	120,000	亚世纪年2月24日	亚芹25年7日4日
定時株主総会	株式	利益剰余金	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(千円)

	第27期	第28期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
支払リース料	588	-
減価償却費相当額	543	-
支払利息相当額	1	-

減価償却費相当額の算定方法 該当事項はありません。

利息相当額の算定方法 該当事項はありません。

 オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ 利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認に ついてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及び デリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒 されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。 金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であ り、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行って おります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク 量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分 な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第27期(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	12,520,748	12,520,748	-
(2)金銭の信託	6,548,577	6,548,577	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	370,636	370,636	-
資産計	19,439,962	19,439,962	-
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	-
負債計	1,195,056	1,195,056	-

第28期(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	10,806,745	10,806,745	1
(2)金銭の信託	10,214,440	10,214,440	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	320,332	320,332	-
資産計	21,341,518	21,341,518	1
(1) 未払法人税等	1,299,068	1,299,068	-
負債計	1,299,068	1,299,068	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手 先金融機関より提示された価格によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

N/A	第27期	第28期	
区分	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)	
非上場株式	80,246	80,246	
関係会社株式	2,119,074	2,119,074	
長期差入保証金	731,197	731,564	

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場 価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期(平成24年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1)預金	12,520,524	-	-	-
合計	12,520,524	-	-	-

第28期(平成25年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1)預金	10,806,412	-	-	-
合計	10,806,412	ı	-	-

(注4)社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第27期及び第28期の貸借対照表計上額2,119,074千円)は、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第27期(平成24年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	359,540	146,101	213,438
債券	-	-	-
その他 (投資信託)	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他 (投資信託)	7,614	10,000	2,386
小計	7,614	10,000	2,386
合計	370,636	159,101	211,534

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第28期(平成25年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	307,639	146,101	161,537
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,005	3,000	1,005
小計	311,644	149,101	162,543
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	8,688	10,000	1,312
小計	8,688	10,000	1,312
合計	320,332	159,101	161,231

- (注)非上場株式(貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
- 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当事項はありません。
- 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券該当事項はありません。
- 7.減損処理を行った有価証券第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第27期 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表日における	当事業年度の損益に含まれた
	貸借対照表計上額(千円)	評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	6,548,577	495,939

第28期 (平成25年3月31日現在)

	貸借対照表日における	当事業年度の損益に含まれた
	貸借対照表計上額(千円)	評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	10,214,440	946,377

- 2.満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- その他の金銭の信託
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(千円)

	第27期	第28期		
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)		
(1) 退職給付債務	740,560	936,125		
(2) 未認識数理計算上の差異	59,792	133,522		
退職給付引当金	680,768	802,603		

3. 退職給付費用に関する事項

(千円)

	第27期	第28期		
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日		
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)		
(1) 勤務費用	102,728	102,125		
(2) 利息費用	9,549	11,108		
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	13,388	17,593		
(4) 確定拠出年金 拠出額	38,960	41,923		
(5) その他	-	314		
退職給付費用	164,627	173,065		

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)割引率

第27期	第28期
(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(2)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年(各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期	<u>第28期</u>			
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)			
繰延税金資産	(千円)	(千円)			
未払事業税	87,682	107,022			
未払事業所税	5,792	5,986			
賞与引当金	218,423	275,562			
未払法定福利費	24,791	34,566			
未払確定拠出年金掛金	2,607	3,091			
減価償却超過額(一括償却資産)	5,496	5,192			
減価償却超過額	150,369	159,737			
繰延資産償却超過額(税法上)	47,261	27,873			
退職給付引当金	243,845	286,796			
役員退職慰労引当金	20,204	35,109			
ゴルフ会員権評価損	2,138	2,138			
投資有価証券評価損	4,410	22,907			
関係会社株式評価損	121,913	121,913			
その他有価証券評価差額金	678	109			
繰延税金資産合計	935,615	1,088,007			
繰延税金負債					
その他有価証券評価差額金	<u> </u>	<u> </u>			
繰延税金負債合計	-	-			
差引繰延税金資産の純額	935,615	1,088,007			

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)サービスごとの情報

	投資信託	投資顧問	その他	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を 省略しております。

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1)サービスごとの情報

	投資信託	投資顧問	その他	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
営業収益	23,374,427	6,260,086	715,164	30,349,678

(注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1)親会社及び法人主要株主等

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

	A +1 65 -		資本金		議決権	関係	系内容			73 E	#5
-	会社等の	住所	又は出		等の所	役員の	事業上	取引の内容		科目	期末
性	名称		資金	は職業	有(被)	兼任等			(千円)		残高
					有)割合	米口豆	の利利が				(千円)
そ	第一生命	東京都	2,102	生命保	(被所有)	兼務	資産運用	資産運用	687,972	未収投資	177,282
စ	保険株式	千代田	億円	険業	直接	1名,	の助言	の		助言報酬	
他	会社	X			50%	出向		助言の顧			
の						2名,		問			
関						転籍		料の受入			
係						3名					
숤											
社											

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

	A 21 77 A	<i>\(\(\)</i>			議決権	関係	系内容	四二6十亩	mal 스호	17 🗆	#□→
属性		住所	又は出 資金	内容又 は職業	等の所 有(被所	役員の	事業上	取引の内容	取51金額 (千円)	科目	期末
-			× 		有)割合	兼任等	の関係		(113)		(千円)
そ	第一生命	東京都	2,102	生命保	(被所有)	兼務	資産運用	資産運用の	710,289	未収投資	203,114
の	保険株式	千代田	億円	険業	直接	1名,	の助言	助言の顧問		助言報酬	
他	会社	X			50%	出向		料の受入			
の						2名,					
関						転籍					
係						3名					
숤											
社											

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

				資本金事			議決権	天	系内容				
属	会社等の名称	住所			等の所	役員	事業上	取引の	取引	科目	期末残高		
性			資金	は職業	有(被	の兼	の関係	内容	金額		(千円)		
'-					所有)				(千円)				
					割合	任等							
	DIAM	London	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	523,845	未払	158,645		
	International	United	于GBP	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用			
	Ltd	kingdom			100%		の運用	用の顧問					
会								料の支払					
社	DIAM U.S.A.,	New	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	203,092	未払	75,484		
TI	Inc.	York	于USD	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用			
		U.S.A.			100%		の運用	用の顧問					
								料の支払					

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

			資本金	事業の	議決権	関係	系内容				
属	会社等の名称	住所	又は出	内容又	等の所	沿昌	事業上	取引の	取引	科目	期末残高
性			資金	は職業	有(被			内容	金額		(千円)
11±					所有)	の兼	の送所		(千円)		
					割合	任等					
	DIAM	London	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	520,967	未払	175,664
	International	United	千GBP	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用	
 子	Ltd	kingdom			100%		の運用	用の顧問			
会								料の支払			
社	DIAM U.S.A.,	New	4,000	資産の	(所有)	兼務	当社預	当社預り	214,290	未払	89,815
**	Inc.	York	千USD	運用	直接	2名	り資産	資産の運		費用	
		U.S.A.			100%		の運用	用の顧問			
								料の支払			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

$\overline{}$			海上人	= 34.0	- -						
	会社学の	Æ□		事業の		関係	系内容	明己の中容	mal今茄	4N 🖂	地士程官
属	会社等の 名称	住所		内容又 は職業		役員	事業上	取引の内容		科目	期末残高
性	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		貝並	は帆来	有(被	の兼	の関係		(千円)		(千円)
					所有) 割合	任等					
	### ^	古士切	7 000	스마 시구 카노	刮口		ハノ⇒⊥≐⊓	切次合式の	4 540 054	++1	400.700
	株式会社			銀行業	-	-		投資信託の	1,548,354		122,786
	みずほ銀 _〜		億円					販売代行手		手数料	
	行 	X					信託の	安义不計			
							販売、	四个 の 引 山	04 405	1日会。	400 770
								預金の引出	91,135		433,779
							引	(純額)		預金	
								平 田利自	104	未収	
								受取利息	104	収益	-
	株式会社	古	14 040	组织类			⊥4.5+ <u>≑</u> Д	投資信託の	450,766		83,446
そ	かずほ	千代田	14,040 億円		-	-		販売代行手	450,766	手数料	03,440
စ	コーポ	Т IVШ	1000				信託の			丁双个个	
他	コーホ レート銀						販売、	2			
の	行							預金の預入	392,267	租全 .	11,440,025
関	111						引	(純額)	392,207	預金	11,440,025
係							ור			1877	
会								受取利息	3,654	±IIZ	_
社								X4X1710	3,004	収益	
の	 みずほ第	東京都	2億円	金融	_	_	当計額	当社預り資	237,031		127,757
子		千代田		並				産の助言の	207,001	費用	127,707
会	ンシャル			研究等				顧問料の支		吳/1 3	
社	テクノロ			בייטלוואו			07070	払			
	ブラグロージー株式							14			
	会社							 業務委託料	15,140	未払	6,373
								の支払	10,110	費用	0,010
	資産管理	東京都	500	資産管	_	-	当社信	信託元本の	1,000.000		6,548,577
	サービス		億円	理等			託財産		, 3 , 5 5 6	信託	.,,
	信託銀行						の運用	(純額)			
	株式会社							(387)			
								 信託報酬の	5,087		
								支払	,,,,,,,		

第28期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

	-O#0 (PI T										
	A \$1 m= -	<i>L</i>		事業の		関係	系内容		TTT 3 1 4 + T	7.1 E	₩n -1- + × -1-
属	会社等の	住所		内容又		役員	事業上	取引の内容		科目	期末残高
性	名称		資金	は職業	有(被	の兼	の関係		(千円)		(千円)
					所有)	任等					
	111 15 4 3 1			4= 4= 3114	割合			1-1-111			
	株式会社			銀行業	-	-		投資信託の	1,661,638		142,323
	みずほ銀		億円					販売代行手 		手数料	
	行	X					信託の	数料 			
							販売、				
								預金の預入	191,782		625,561
							引	(純額)		預金	
								受取利息	106	未収	-
										収益	
そ	株式会社		14,040	銀行業	-	-		投資信託の	460,605	未払	100,875
0	みずほ	千代田	億円				定投資	販売代行手		手数料	
他	コーポ	X					信託の	数料			
0	レート銀						販売、				
関	行						預金取	預金の引出	1,912,442	現金・	9,527,582
係							引	(純額)		預金	
会											
社								受取利息	3,210	未収	61
0										収益	
子	みずほ第	東京都	2億円	金融	-	-	当社預	当社預り資	259,435	未払	132,250
会	ーフィナ	千代田		技術			り資産	産の助言の		費用	
社	ンシャル	X		研究等			の助言	顧問料の支			
'-	テクノロ							払			
	ジー株式										
	会社							業務委託料	11,140	未払	5,848
								の支払		費用	
	資産管理	東京都	500	資産管	-	-	当社信	信託元本の	3,500,000	金銭の	10,214,440
	サービス	中央区	億円	理等			託財産	追加		信託	
	信託銀行						の運用	(純額)			
	株式会社										
								信託報酬の	5,908		
								支払			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3)業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定して おります。

- (注4)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注5)預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6)信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第27期	第28期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,011,717円32銭	1,059,622円64銭
1株当たり当期純利益金額	142,163円33銭	162,254円29銭

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。
- (注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期	第28期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
当期純利益	3,411,920千円	3,894,102千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,411,920千円	3,894,102千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

	第29期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在	
(資産の部)	(17%-01073001%)	• /
 現金・預金		9,422,331
金銭の信託		9,988,674
 前払費用		81,570
未収委託者報酬		3,539,476
未収運用受託報酬		1,927,231
未収投資助言報酬		233,557
未収収益		265,944
, 操延税金資産		365,930
その他		77,287
	資産計	25,902,003
 固定資産		
 有形固定資産		332,918
建物	1	131,728
車両運搬具	1	2,193
器具備品	1	192,157
建設仮勘定		6,839
無形固定資産		1,441,730
商標権	1	242
ソフトウエア	1	1,141,508
ソフトウエア仮勘定		292,572
電話加入権		7,148
電信電話専用施設利用権	1	258
投資その他の資産		4,022,411
投資有価証券		409,446
関係会社株式		2,119,074
繰延税金資産		675,426
差入保証金		731,197
その他		87,266
固定資	<u> </u>	5,797,060
資産合計		31,699,064

	(単位:十円 <i>)</i>
	第29期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	915,630
未払金	1,777,659
未払収益分配金	48
未払償還金	51,109
未払手数料	1,403,573
その他未払金	322,928
未払費用	1,320,067
未払法人税等	1,362,916
未払消費税等	149,912
賞与引当金	592,328
流動負債	計 6,118,515
固定負債	
退職給付引当金	870,468
役員退職慰労引当金	121,100
固定負債	計 991,568
負債合計	7,110,084
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	20,051,026
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	19,927,733
別途積立金	17,130,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	2,297,733
株主資本	計 24,479,504
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	109,475
評価・換算差額等	<u> </u>
純資産合計	24,588,979
負債・純資産合計	31,699,064

(2)中間損益計算書

		***	(単位:十円)
		第29期中間会 (自平成25年4月1日至平月	
完 ₩II0 找		(日十成20千4月1日至半)	ℷ℀℄ℷ 什 ℷⅅℨⅅⅅ <i>ⅉ</i>
営業収益 ************************************		40 047 540	
委託者報酬		12,617,519	
運用受託報酬 4. 洛思克思斯		3,032,543	
投資助言報酬		455,315	
その他営業収益	24 214 Up 24 2 1	409,599	40.544.077
光水串口	営業収益計		16,514,977
営業費用		5 504 470	
支払手数料		5,584,176	
広告宣伝費		113,543	
調査費		2,650,938	
調査費		1,833,878	
委託調査費		817,060	
委託計算費		178,138	
営業雑経費		239,279	
通信費		16,255	
印刷費		206,531	
協会費		12,524	
諸会費		15	
支払販売手数料		3,952	
	営業費用計		8,766,076
一般管理費			
給料		2,201,917	
役員報酬		125,877	
給料・手当		2,076,040	
交際費		17,522	
寄付金		2,515	
旅費交通費		97,277	
租税公課		53,858	
不動産賃借料		341,829	
退職給付費用		110,074	
固定資産減価償却費		1 279,285	
福利厚生費		11,941	
修繕費		5,939	
賞与引当金繰入額		592,328	
役員退職慰労引当金繰入額		26,388	
役員退職慰労金		528	
機器リース料		23	
事務委託費		105,422	
事務用消耗品費		32,711	
器具備品費		2,550	
諸経費		56,566	
	·般管理費計		3,938,680
営業利益			3,810,221

		(十位:113)
	第29期中間	
	(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	6,371	
受取利息	1,297	
時効成立分配金・償還金	33,823	
維収入	3,864	
営業外収益計		45,357
営業外費用		
為替差損	5,352	
金銭の信託運用損	205,313	
営業外費用計		210,666
経常利益		3,644,913
特別損失		
固定資産除却損	22	
固定資産売却損	1,448	
特別損失計		1,470
税引前中間純利益		3,643,442
法人税、住民税及び事業税		1,351,622
法人税等調整額		43,490
法人税等合計		1,395,112
中間純利益		2,248,329

(3)中間株主資本等変動計算書

		第29期中間会計期間
		第29期中间芸計期间 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
		(日下/メスニンチャ/プ 口土〒/メメニンサッ/プンロ <i>)</i>
休土貝平	海上人	
	資本金	0.000.000
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	.
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	120,200
	当中間期末残高	123,293
		123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	16,330,000
	当中間期変動額	800,000
	当中間期末残高	17,130,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	200,000
	当期首残高	3,945,403
		3,945,403
	当中間期変動額	2 222 222
	剰余金の配当	3,096,000
	別途積立金の積立	800,000
	中間純利益	2,248,329
	当中間期末残高	2,297,733
	利益剰余金合計	
	当期首残高	20,898,697
	当中間期変動額	847,670
	当中間期末残高	20,051,026
	株主資本合計	
	当期首残高	25,327,175
	当中間期変動額	847,670
	当中間期末残高	24,479,504
 評価・換算差額等		21, 110,001
山川 大开在识寸	その他有価証券評価差額金	
		400.700
	当期首残高	103,768
	当中間期変動額(純額)	5,706
1-18 A 11	当中間期末残高	109,475
純資産合計		
	当期首残高	25,430,943
	当中間期変動額	841,963
	当中間期末残高	24,588,979

重要な会計方針

項目	第29期中間会計期間
	(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1.有価証券の評価基準及び	(1)子会社株式及び関連会社株式
評価方法	: 移動平均法による原価法
	(2)その他有価証券
	時価のあるもの:中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差
	額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により
	算定)
	時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及	時価法
び評価方法	
3.デリバティブ取引の評価	時価法
基準及び評価方法	
4.固定資産の減価償却の方	(1)有形固定資産:定率法
法	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物 6~18年
	車両運搬具 6年
	器具備品 3~20年
	(2)無形固定資産:定額法
	なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能
	期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
5 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金:一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債
	権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能
	見込額を計上しております。
	(2)賞与引当金:従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、
	将来支給見込額を計上しております。
	(3)退職給付引当金:従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末
	における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末におい
	て発生していると認められる額を計上しております。また、数理計
	算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法は以下のとおりであり
	ます。
	数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務
	期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、
	それぞれ発生の翌会計期間から費用処理
	過去勤務債務:発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
	年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理
	(4)役員退職慰労引当金:役員の退職慰労金の支払に備えるため、内
	規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

項目	第29期中間会計期間		
	(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
6.外貨建の資産及び負債の	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換		
本邦通貨への換算基準	算し、換算差額は損益として処理しております。		
7. その他中間財務諸表作成	消費税等の会計処理:消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式		
のための基本となる重要	によっております。		
な事項			

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第29期中間会計期間末			
	(平成2	25年9月30日現在)		
1.固定資産の減価償却累計	建物	550,694千円		
額	車両運搬具	2,730千円		
	器具備品	610,752千円		
	商標権	696千円		
	ソフトウエア	1,285,419千円		
	電信電話専用施設利用権	1,338千円		

(中間損益計算書関係)

項目	第29期中間会計期間		
	(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
1.減価償却実施額	有形固定資産 64,676千円 無形固定資産 214,609千円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類	総額	配当額		
		(千円)	(円)		
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	9,422,331	9,422,331	-
(2)金銭の信託	9,988,674	9,988,674	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	329,200	329,200	-
資産計	19,740,206	19,740,206	-
(1) 未払法人税等	1,362,916	1,362,916	-
負債計	1,362,916	1,362,916	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券 について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関よ り提示された価格によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
	(千円)
非上場株式	80,246
関係会社株式	2,119,074
差入保証金	731,197

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

1.満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額2,119,074千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

∇ Δ	中間貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額(千円)	(千円)	(千円)
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	315,920	146,101	169,818
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,263	3,000	1,263
小計	320,184	149,101	171,082
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	9,016	10,000	984
小計	9,016	10,000	984
合計	329,200	159,101	170,098

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めてお りません。

(金銭の信託関係)

第29期中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

- 1.満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)サービスごとの情報

	投資信託	投資顧問	その他	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
営業収益	12,617,519	3,487,859	409,599	16,514,977

⁽注)一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1株当たり純資産額1,024,540円82銭1株当たり中間純利益金額93,680円39銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間	
	(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
中間純利益	2,248,329千円	
普通株主に帰属しない金額	-	
普通株式に係る中間純利益	2,248,329千円	
期中平均株式数	24,000株	

(重要な後発事象)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保 有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として 政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引また は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・公告の方法の変更(電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。)に変更)
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1)受託会社
 - a . 名称 みずほ信託銀行株式会社
 - b.資本金の額平成25年3月末日現在 247,369百万円
 - c . 事業の内容 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

	資本金の額*	* W
名 称	(単位:百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行(1)	(5)1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社りそな銀行(2)	279,928	日本において銀行業務および信託業務を営ん
	279,920	でいます。
株式会社イオン銀行	51,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社青森銀行(3)	19,562	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社群馬銀行	48,652	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社足利銀行(2)	135,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社武蔵野銀行	45,743	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社横浜銀行(2)	215,628	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北越銀行	24,538	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社八十二銀行	52,243	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社静岡銀行	90,845	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	50,710	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社紀陽銀行	80,096	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社山口銀行	10,005	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社伊予銀行	20,948	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社佐賀銀行	16,062	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鹿児島銀行	18,130	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北九州銀行	10,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東和銀行	38,653	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京葉銀行	49,759	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社西京銀行(2)	12,690	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社徳島銀行	11,036	日本において銀行業務を営んでおります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		日本において全国の信用金庫の中央金融機関
		として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信
 信金中央金庫	(4) 490,998	用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の
	, , , , , , , , , ,	信用力の維持向上および業務機能の補完を
		図っています。
		協同組合による金融事業に関する法律に基づ
全国信用協同組合連合会	(4) 53,855	き金融事業を営んでいます。
		労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系
労働金庫連合会	(4) 120,000	統中央機関です。
	210,200	日本において保険業務を営んでおります。
A TENNING IT	2.0,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
カブドットコム証券株式会社	7,196	取引業を営んでおります。
		公司来で日ルでのラムチ。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
いよぎん証券株式会社	3,000	取引業を営んでおります。
		「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
株式会社SBI証券	47,937	・
		「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
岡三証券株式会社	5,000	・
		「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
日本アジア証券株式会社(2)	4,100	・
		公司来で日がくのうよう。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
みずほ証券株式会社	125,167	・
		松川来で日がくのりより。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
楽天証券株式会社	7,495	取引業を営んでおります。
		松川来で日がくのりより。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
東洋証券株式会社	13,494	取引業を営んでおります。
		公司来を日がくのうよう。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
内藤証券株式会社	(6)3,002	取引業を営んでおります。
		公司来を日がくのうよう。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
西日本シティTT証券株式会社	1,575	取引業を営んでおります。
		「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
SMBC日興証券株式会社	10,000	・
		取引業を含んでありより。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
株式会社証券ジャパン	3,000	・ 並融間の取り法」に定める第一種並融間の 取引業を営んでおります。
		取引業を含んでありより。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
丸三証券株式会社	10,000	・
		取引業を含んであります。 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
水戸証券株式会社	12,272	
I		取引業を営んでおります。

*平成25年3月末現在

- (1)株式会社みずほ銀行は、確定拠出年金制度および既契約者による定時定額購入(積立)によるお申込みを除き、募集の取り扱い及び販売業務を行いません。
- 2)新規の募集の取り扱い及び販売業務を行いません。

- 有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (3)株式会社青森銀行は、既契約者の「分配金再投資コース」による再投資を除き、募集の取扱い
- (4) 出資の総額
- (5)平成25年7月1日現在
- (6)平成26年3月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

及び販売業務を行いません。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務
- 「販売会社」は、以下の業務を行います。
 - (1)募集販売の取扱い
 - (2)追加設定の申込事務
 - (3)信託契約の一部解約事務
 - (4)受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
 - (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
 - (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
 - (7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命保険株式会社は、委託会社の株式を12,000株(持株比率50.0%)保有しています。 その他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日	
有価証券届出書	平成25年12月10日	
有価証券報告書	平成25年12月10日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成25年9月30日、平成26年3月3日	
臨時報告書	平成25年9月18日、平成25年12月16日	

独立監査人の監査報告書

平成25年6月6日

DIAMアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注1)上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別 途保管しております。

⁽注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月23日

DIAMアセットマネジメント株式会社取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドルマネーファンドの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ドルマネーファンドの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の 状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

DIAMアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 浅野 功 印 指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

業務執行社員

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監查意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注1)上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 が別途保管しております。

⁽注2)中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。